

名古屋市産後ケア事業 受託事業者募集要項

1 趣旨

名古屋市では、退院直後の入院を要しない程度の心身の不調・育児不安等により、育児困難感がある母親及び乳児に対して、産後の母親の心身のケアや育児のサポートを行うことにより、育児不安を軽減し、安心して育児ができるよう子育て支援の一助とすることを目的とし、宿泊型による支援（以下「宿泊型」という。）、日帰り型による支援（以下「通所型」という。）または、訪問型による支援（以下「訪問型」という。）を行う「産後ケア事業」を実施します。

本事業の実施にあたり、本市の定める要件に該当する事業者を募集します。

2 募集の概要

(1) 事業の名称

名古屋市産後ケア事業

(2) 募集期間

随時

(3) 契約方法

名古屋市と実施事業者で委託契約を締結します。

(4) 履行期間

契約締結日～当該年度の末日

ただし、当該年度終了時点における本事業の実施状況、現況確認及び次年度予算の状況等を踏まえ、次年度以降の契約更新について協議するものとします。

3 事業の内容

(1) 業務内容

別紙「名古屋市産後ケア事業委託業務仕様書」のとおり

(2) 対象者

原則として名古屋市内に住所を有し、かつ出産後 4 か月未満の母子で、市が次のいずれにも該当すると認めた方とします。ただし、医療的介入が必要な者又は感染症状がある者は除きます。

ア 病院等への入院を要しない程度の心身の不調がある。

イ 育児に不安がある。

ウ 家族等から十分な援助が受けられない。

※ 訪問型については本市実施の新生児・乳児訪問による保健師等の面談を受けられた方に限ります。

(3) サービスの利用期間

出産後 4 か月未満（市長が特に支援が必要と認める場合は出産後 1 年未満）の期間内において、宿泊型、通所型及び訪問型の利用日数を合算して 7 日を限度とします。ただし、訪問型の利用日数は 3 日を限度とします。

また、市長が必要と認める場合は、14 日を限度として利用することができることとします。この場合においても、訪問型の利用日数は 3 日を限度とします。

(4) 委託料

名古屋市は、次の（表 1）に定める単価から（表 2）に定める利用者負担額を控除した額を、委託料として受託事業者に支払います。

（表 1）

区分	単価
宿泊型	1 日あたり 27,270 円（※）
通所型	1 日あたり 18,180 円
訪問型	1 日あたり 12,000 円

※ 1 日とは 0 時から 24 時とする

（表 2）

階層区分		利用者負担額（1 日あたり※）		
		宿泊型	通所型	訪問型
I	生活保護 受給者 市民税非課税の者	0 円	0 円	0 円
II	I の場合を除き 母親及び配偶者の合算所得が 730 万円未満の者	3,520 円	2,360 円	1,560 円
III	I の場合を除き 母親及び配偶者の合算所得が 730 万円以上の者	11,020 円	7,270 円	4,800 円
(備考)				
1 申請時の前年の所得（1 月から 5 月までの申請については前々年の所得）で階層区分を決定する。 なお、所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第 3 条第 1 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定の例による。				
2 階層区分 I の「市民税非課税の者」は、申請時の年度（4 月から 5 月に申請する場合は前年度）の個人市民税が母親及び配偶者ともに非課税の場合とする。				

※訪問型は 1 回あたりの利用料

4 受託事業者の要件

- (1) 宿泊型または通所型を委託できる事業者は次に掲げる要件をいずれも満たす市内及び市に近接する愛知県内の市町村にあって、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所及び助産所を有する者としします。

ア 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦とかかわる助産師等を配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行っていること。

また、宿泊型を実施する場合は、母子の入院の受入れが可能であること。

イ 母子 1 組あたり 6.3 m²以上の、宿泊型または通所型を提供するための個室が確保されていること。

ウ 宿泊型を実施する場合は、入浴施設を有すること。

エ 産後ケア事業の実施時間内においては、産後ケア事業に従事できる助産師を 1 名以上配置すること。

オ 母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。

カ 食事の提供ができること。

キ 産後ケア事業の利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応が施設内外で実施できること。

ク 市との適切な連絡体制が確保できること。

※イ及びウ設備は、産後ケア事業専用の設備であることを要しない。

(2) 訪問型を委託できる事業者は次の各号に掲げる要件をいずれも満たす市内及び市に近接する愛知県内の市町村にあって、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院、診療所及び助産所を有する者とする。

ア 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦とかかわる助産師を配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行っていること。

イ 母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。

ウ 産後ケア事業の利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応が実施できること。

エ 市との適切な連絡体制が確保できること。

5 事業者登録・契約

申請受付後、名古屋市が申請書類の内容について書面による審査を行い、事業者登録の決定通知を送付します。その後、名古屋市と登録事業者で委託契約を締結し、本事業の取扱いを開始していただきます。

6 申請書類（名古屋市産後ケア実施要綱に定める申請書類等）

- (1) 名古屋市産後ケア事業 登録申請書（第 1 号様式）
- (2) 産後ケア事業類似業務実績（第 2 号様式）
- (3) 産後ケア事業実施基本計画（第 3 号様式）
- (4) 事業者の概要（第 4 号様式）
- (5) 事業実施施設の図面（個室の面積を記載）※宿泊型及び通所型実施施設のみ
- (6) 訪問型に従事する助産師の名簿 ※訪問型実施施設のみ
- (7) 医療法における病院、診療所、助産所の届け出等の写し
- (8) 事業者の事業内容がわかるパンフレット等
- (9) 定款（開設者が法人の場合）

※申請にあたっては、名古屋市産後ケア実施要綱、名古屋市産後ケア事業者登録実施要綱、産後ケア事業事業者向け手引き及び名古屋市公式ウェブサイトの「よくある質問」をよくお読みください。

7 申請先及び問い合わせ先

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課

電話：052(972) 2629

ファックス：052(972) 4419